

ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業の概要

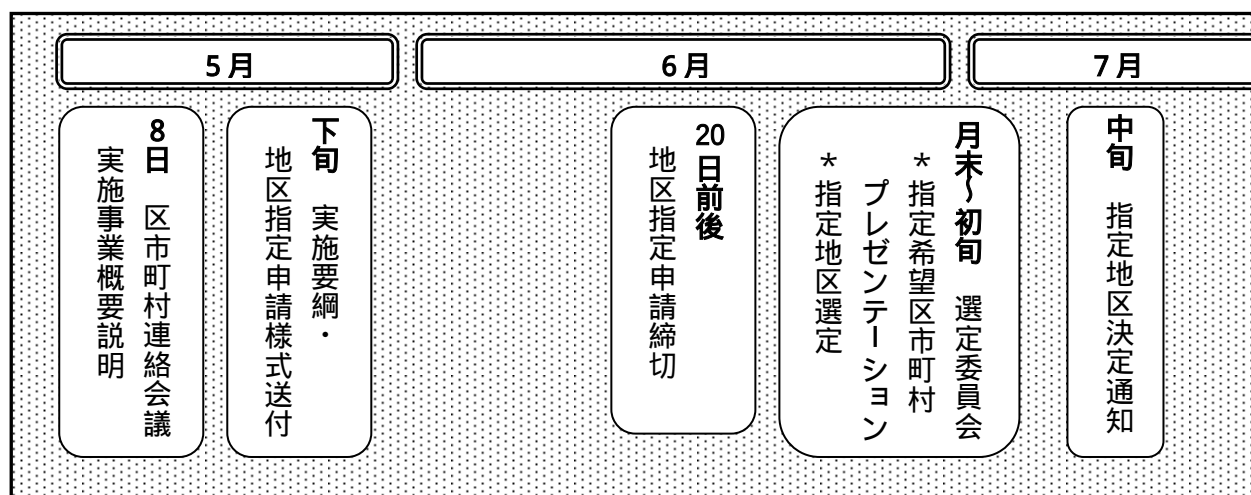
1 事業の目的

- 地域特性やニーズを踏まえ、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりに取り組む区市町村を支援し、全都的に広げる事業とする。
- ハードの面的・一体的整備に加え、住民参加の促進、支えあい等のソフト面、サイン掲示等の情報案内等、東京都の目指す福祉のまちづくりの方向性を盛り込んだ先駆的、モデル的な取組を促す。

2 実施主体等

- (1) 実施主体 区市町村
- (2) 指定地区数 5地区(平成20年度以降も、新たに地区を指定する予定)
- (3) 事業期間 3年間(平成19年度～21年度)
- (4) 補助基準額及び補助率 200,000,000円/2分の1

3 指定地区決定までのスケジュール(予定)



4 実施地区の設定

- 公共施設、鉄道駅、公園、福祉施設、商店街など、不特定多数の住民や都外からの来訪者が利用する施設を中心とした地域で一体的、面的整備を行うことにより、福祉のまちづくりの進展を住民等が実感できる取組が行える地域設定を行う。

5 取組の枠組み

《1 取組の視点》

平成15年8月東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申「『21世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について」及び平成16年7月東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申「福祉のまちづくりの新たな展開～ユニバーサルデザインの推進～中間のまとめ」で示された考え方を踏まえて、特に次の視点から取組を行う。

- (1) 地域特性・ニーズを踏まえたテーマの設定
- (2) ユニバーサルデザインの推進
- (3) 連続性のある一体的・面的な整備
- (4) 地域住民、事業者、行政が一体となった協働による推進

《 2 求められる取組》

上記の意見具申及び平成 18 年 7 月東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 - とうきょうトイレ、その方向性 - 」で示された今後の福祉のまちづくりを進展させる上で求められている取組を行う。

なお、下記の取組は例示であり、それぞれの項目の趣旨を踏まえた取組であれば、区市町村の独自の取組で構わない。

(1) トイレ環境の整備

- トイレの適正配置を行うための整備計画の策定、民間事業所及び公衆トイレ等の公共トイレにおける「だれでもトイレ」の整備、トイレ利用ルール・マナーの普及、トイレ設置箇所等の情報提供の取組など、地域でのトイレ環境の整備を進めるための取組を行う。

(2) ハード整備を活かすソフト面の取組

- ハードの整備を活かすソフトの取組を盛り込んだまちづくりを進めるため、心のバリアフリー、支えあいの取り組みや施設の利用・維持管理面でのマナーの向上などの取組を行う。

(3) 情報バリアを解消する取組

- 情報バリアを有する住民に対して、文字情報、音声情報などの入手を可能にする情報提供やコミュニケーションを促す取組を行う。
- 情報入手の困難な外国人に対し、地域での行動や情報のやりとりを支援する取組を行う。

(4) 住民・当事者の参加による取組

- 新設・既存の施設・店舗等について、住民・当事者の事前・事後の点検活動を支援し、協働することで、施設等の改善につなげる取組を行う。

(5) 安全・安心なまちづくりに向けた取組

- 高齢者、障害者さらに子どもや子育て世帯など、すべての住民が安全・安心に暮らせるまちであるように、住民自らが、事故やけがにつながる問題を発見し、その改善策を検討するとともに、その解決に向けた取組を支援する。

6 選定委員会について

ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業の実施に当たり必要な事項（指定地区の審査及び選定等）を審議するため、ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業選定委員会を設置する。

なお、選考委員については、現在要綱を作成中であるが、東京都福祉のまちづくり推進協議会から会長と会長が指名する委員の 2 名を選考委員として予定している。